

実務対応報告第9号「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」の解説

はじめに

企業会計基準委員会では、平成14年9月25日に企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(以下「会計基準」という。)及び企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(以下「適用指針」という。)を公表した。これらの会計基準及び適用指針は、平成14年4月1日以降開始する中間会計期間及び事業年度からの適用となり、3月決算企業の平成14年9月中間決算などで、すでにこれに基づく算定及び開示が始まっている。

その後、会計基準及び適用指針に関連する事項のうち、質問の多い点を中心に実務上の取扱いを明らかにすることを目的に、企業会計基準委員会から、平成15年3月13日に実務対応報告第9号「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(以下「実務対応報告」という。)が公表されている。この実務対応報告では8つの項目について、Q&A形式で取扱いを明らかにしており、それぞれが独立した内容となっている。

本稿では、この実務対応報告について解説を試みることにするが、文中の意見にわたる部分は私見であることを予めお断りしておく。

1 株当たり当期純利益の算定に関する事項

1 自己株式の消却の取扱い(Q1)

1株当たり当期純利益は、普通株式に係る当期純利益を普通株式の期中平均株式数で除して算定する(会計基準第12項参照)。

$$\begin{aligned}
 \text{1株当たり当期純利益} &= \frac{\text{普通株式に係る当期純利益}}{\text{普通株式の期中平均株式数}} \\
 &= \frac{\text{損益計算書上の当期純利益} - \text{普通株主に帰属しない金額}}{\text{普通株式の期中平均発行済株式数} - \text{普通株式の期中平均自己株式数}}
 \end{aligned}$$

分母の期中平均株式数は、株式併合又は株式分割が行われた場合、それらが期首に行われたと仮定して算定される(会計基準第20項参照)。これは、株式併合及び株式分割が既存の普通

株主に一律に影響するものであり、企業の成果を示すためには、期首に行われたと仮定して期中平均株式数を算定することが適当であるとの見方によるものである(会計基準第 56 項参照)。自己株式の消却も、消却時点では、対価の交換なく株式数が減少することから、Q 1 では、自己株式の消却も株式併合と同様に取り扱われるかどうかという質問に対応している。

株式の消却には、現状、取締役会決議による自己株式の消却(商法第 212 条) 減資による消却(商法第 213 条第 1 項)及び 定款の規定に基づく配当可能利益による消却(商法第 213 条第 1 項)がある。

このうち、質問にあるのは 取締役会決議による自己株式の消却のケースであるが、この場合、消却に先立って当該自己株式を取得することとなる。自己株式の取得は、すべての株主に対して平等に行われるものではなく、また、通常、取得は時価により行われることから、株式併合の取扱いとは異なり、1 株当たり当期純利益の算定上、自己株式の取得をその時点以降の自己株式の増加として期中平均株式数に反映させることとなる。この結果、すでに自己株式を取得した時点で、1 株当たり当期純利益の算定上、分母から控除されており、自己株式の消却時には普通株式の発行済株式数と自己株式数が同数減少し社外に流通する株式数に変化はなく、自己株式の消却は、1 株当たり当期純利益の算定上、影響がないこととなる(Q 1 の A 参照)。

なお、自己株式の取得を現金を対価として行う場合、その取得は、対価を支払うべき日に認識することとされている(企業会計基準適用指針第 5 号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針(その 2)」第 4 項参照)ため、当該時点以降の自己株式の増加として期中平均株式数に反映させることとなる。現金を対価とする他の有償消却も同様に考えるのではないと思われる。

ただし、事例はあまり多くないと思われるが、すべての株主に対して平等に行われる減資による無償消却は、株式併合と同様の効果を有する取引であり、1 株当たり当期純利益の算定及び開示について株式併合と同様に取り扱おうとされている(Q 1 の A なお書き参照)。

2 中間会計期間における取扱い(Q 2)

1 株当たり当期純利益を算定する際に、分子となる普通株式に係る当期純利益を算定する場合、利益処分による役員賞与金など普通株主に帰属しない金額を控除することとされており(会計基準第 14 項及び第 15 項参照)、1 株当たり中間純利益の算定は、中間会計期間を一会計期間とみて、1 株当たり当期純利益の算定に準ずるものとするとしてされている(適用指針第 37 項、[設例 12]参照)。

$$\begin{aligned}
 \text{1株当たり中間純利益} &= \frac{\text{普通株式に係る中間純利益}}{\text{普通株式の期中平均株式数}} \\
 &= \frac{\text{損益計算書上の中間純利益} - \text{普通株主に帰属しない金額}}{\text{普通株式の期中平均発行済株式数} - \text{普通株式の期中平均自己株式数}}
 \end{aligned}$$

中間会計期間における1株当たり中間純利益を算定する際に、普通株主に帰属しない金額である配当優先株式に対する優先配当額は、累積型の場合、中間会計期間に係る要支払額となり、また、非累積型の場合、中間配当額となる（適用指針第62項参照）が、役員賞与金の取扱いは明示されていない。このため、Q2では、年度に係る定時株主総会で、役員賞与金支払を利益処分で決議することが想定される場合、その期間対応分を控除することとなるのかという質問に対応している。

1株当たり当期純利益の算定上、利益処分による役員賞与金の額は、非累積型の配当優先株式の優先配当の場合と同様に考えられ（会計基準第52項参照）また、役員賞与金には中間配当のような制度はないことから、非累積型の配当優先株式の優先配当がゼロの場合と同様に取扱われる。このため、当年度に係る利益処分として役員賞与金を支払うことが考えられる場合でも、1株当たり中間純利益の算定上、利益処分による役員賞与金の中間会計期間対応分を普通株主に帰属しない金額として、損益計算書上の中間純利益から控除する必要はないとされている。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に関する事項

1 時価発行増資の取扱い（Q3）

期末日現在、時価発行増資に係る新株式払込金や新株式申込証拠金が計上されている場合、申込人は、割当株数に従ってすでに申込証拠金を支払い、払込期日の翌日に新株を取得する権利を保有する。Q3では、この申込人の権利を、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたって考慮すべきかという質問に対応している。

時価発行増資の場合、通常は申込期間が短く、また、時価相当分の入金により自己株式方式では希薄化効果を有しておらず、申込人が保有するこの権利をワラントとして取り扱う必要はないと考えられる。このため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定には含まれず、また、算定上の基礎（会計基準第34項）として「希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要」（適用指針第38項(5)）に開示する必要もないとされている。

2 非公開会社である子会社が発行するストック・オプションについて（Q4）

Q4では、『子会社が、一定の期間の勤務を条件とするストック・オプションを発行しているが、当該子会社の普通株式は公開しておらず、市場価格が存在しない。この場合、連結上の潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定はどのように行えばよいか?』との質問に対応している。

子会社が発行した一定の期間の勤務を条件とするストック・オプションも、すでに行使期間が開始した子会社のワラントとして取り扱われる（適用指針第22項参照）ため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたっては自己株式方式（会計基準第60項参照）が適用される（適用指針〔設例7〕参照）。その行使価格が子会社株式の期中平均株価を下回る場合、権利の行使を仮定し、親会社の持分比率の変動があったとみなして算定した連結上の当期純利益が減少するときは、当該ストック・オプションを連結上の潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたって考慮することとなる（適用指針第33項参照）。しかし、子会社の普通株式に市場価格がない場合には、自己株式方式で用いる期中平均株価の算定が難しい場合も考えられる。このような場合に、子会社のワラントを、連結財務諸表における潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、どのように取り扱うかが問題の所在である。

この場合、開示項目としての潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたって、子会社のワラントの行使により発行される株式に市場価格に基づく価額がない場合には、原則として、当該ワラントを反映させる必要はないと考えられるとされている。ただし、その影響が大きいと想定される場合には、この非公開会社である子会社のワラントを連結上の潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に反映させていない旨を開示することが適当であるとされている。

なお、このような子会社のストック・オプションを潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に反映させなかった場合、算定上の基礎（会計基準第34項）として「希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要（適用指針第38項(5)）に開示する必要はないとされている。

3 転換負債の当期純利益調整額（Q5）

Q5では、転換負債の当期純利益調整額に関する2つの質問を取り扱っている。転換負債が希薄化効果を有する場合、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたっては、普通株式に係る当期純利益に当期純利益調整額を加え、普通株式の期中平均株式数に普通株式増加数を加える（会計基準第29項参照）。

$$\text{潜在株式調整後} \\ \text{1株当たり当期純利益} = \frac{\text{普通株式に係る当期純利益} + \text{当期純利益調整額}}{\text{普通株式の期中平均株式数} + \text{普通株式増加数}}$$

ここで、当期純利益調整額は、転換負債に係る当期の支払利息の金額、社債発行差金の償却額及び利払いに係る事務手数料等の費用の合計額から、当該金額に課税されたと仮定した場合の税額相当額を控除した金額とされている（会計基準第 30 項(1)参照）。これを踏まえて Q 5 の(1)では、償還損益、償還手数料、社債発行費が当期純利益調整額に含まれるかどうかとの質問に対応している。

転換仮定方式では、転換証券が期首に転換されたと仮定した結果、転換証券が期首から存在しなかったとみなしており（会計基準第 63 項(2)参照）、Q 5 の A (1)では、分母となる株式数の調整に伴う当期純利益調整額には、転換を仮定することに伴う収益及び費用の変動がすべて含まれるものと考えられるとされている。このため、期首に転換されたと仮定した場合には転換負債の償還は行われなことになるため、損益計算書上の当期純利益に含まれる償還損益や償還に伴って発生する支払手数料は、当期純利益調整額に含まれることとなる。

一方、社債発行費の場合、事情は少し複雑である。社債発行費が繰延資産として計上されている場合、当年度で転換の仮定に基づき社債発行費の全額償却を仮定すると、翌年度もその社債発行費の一部が繰延資産残高として残っていると、その分が二重に（当年度と翌年度の）潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益に反映されてしまう。また、そもそも社債発行費の発生額（費用総額）は転換を仮定しても変わらないことを考えれば、社債発行費は当期純利益調整額に含まれないとすることが適当とされている。

なお、このような事務手数料等の費用で、重要性の乏しいものは、当期純利益調整額の算定に含めないことができるとされている（適用指針第 25 項(1)参照）。

次に Q 5 の(2)では、当期純利益調整額の算定にあたって、転換負債に係る当期の支払利息等の金額に課税されたと仮定した場合の税額相当額に関する取扱いはどうなるかという質問に対応している。この税額相当額は、法定実効税率を用いて算定するとされている（適用指針第 25 項(2)参照）が、これは、一般的に交際費等の永久差異に係る項目の影響は小さいこと、また、転換仮定後の繰延税金資産の回収可能性まで実務上の判断を求めない便宜的な取扱いであることによると考えられる。このため、将来にわたり税金費用（法人税等及び法人税等調整額）が発生しないことが見込まれる場合（例えば、税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産が計上されない場合など）に、税額相当額を控除する必要はないと考えられるとされている。

4 転換請求可能期間が未到来である転換株式の取扱い（Q 6）

Q 6 では、発行済の転換株式の転換請求可能期間が未到来のケースに関する潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の取扱いについて対応している。

まず、Q 6 の A では転換請求可能期間が未到来であっても、転換請求権が単に時間の経過によって生じる場合には、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定にあたっては、ワラントと同じように（適用指針第 22 項参照）すでに転換可能として扱われ、単なる時間の経過だけでなく、特定の利益水準や株価水準の達成などの条件が付されている場合には、条件付発行可

能潜在株式として取り扱うこととなる（適用指針第 54 項参照）ことが確認されている。

この場合、(1)『当初転換価格が株価に依存せず、固定的に決まっているケース』では、当初転換価格を潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益算定上の転換価格として用いることとなる。

一方、(2)では、『当初転換価格が将来の株価に基づいて決定されるため、期末までには決まっていないケース』を取り扱っている。最近の企業再生に絡んで発行される優先株式には、通常、普通株式への転換権が付されているが、そうした株式の中には、当初転換価格が、転換請求可能期間開始前の一定日の株価、又は、一定期間の株価の平均によって決まるなど、当初転換価格が将来の株価に基づいて決定される場合がある（図 1 参照）。このような株式を転換株式として潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に考慮するとしても、どのような価格を算定上の転換価格として用いればよいか問題となる。

これについては、転換仮定方式における転換の時点と転換価格の算定時点の整合性を重視する考え方に立ち、転換仮定方式では当期首（又は発行時）に転換を仮定する（会計基準第 31 項参照）ことから、当初転換価格の算定条件に当期首（又は発行時）までの株価の状況を織り込んで、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益算定上の転換価格を算定することが適当であるとされている。例えば、転換価格が転換請求可能期間到来日直前の一定日の株価とされる場合は、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益算定上の転換価格を当期首の株価とすることが考えられるとされている。

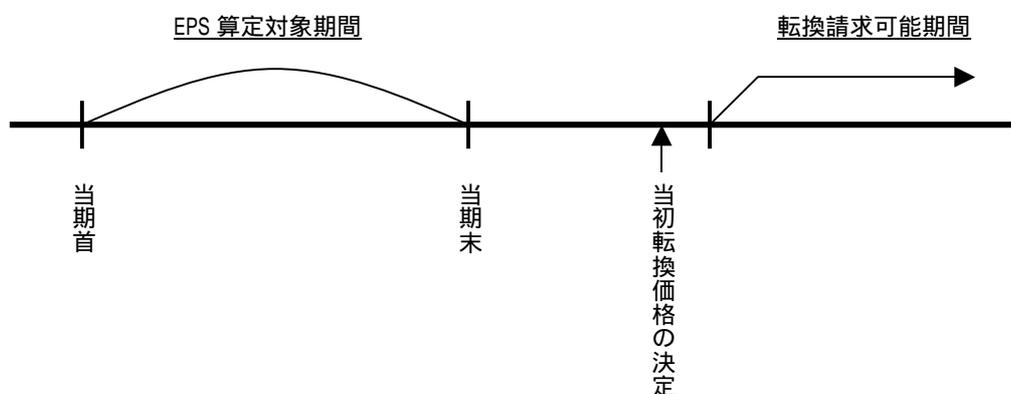


図 1 転換請求可能期間未到来の場合

なお、転換請求可能期間到来後において、転換請求可能期間中に株価の変動によって転換価格が修正される場合（図 2 参照）についても、転換請求可能期間が未到来の場合と同じように考えられるとして、Q 6 の A (2)では、転換仮定方式における転換の時点と転換価格の算定時点の整合性を重視し、当期中に転換価格が修正されても、当期首における転換価格を潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益算定上の転換価格として利用することが適当と考えられるとされている。

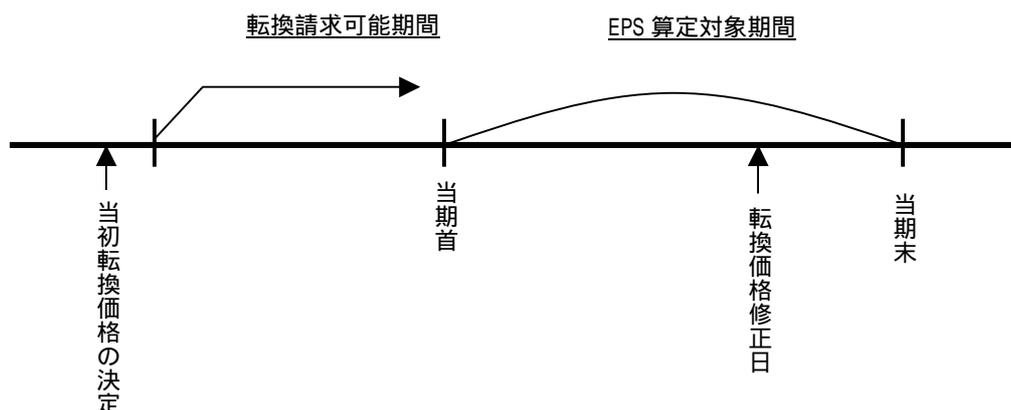


図2 転換請求可能期間到来後の場合

1 株当たり純資産額の算定に関する事項

1 連結子会社が有する親会社株式数の取扱い(Q7)

1 株当たり純資産額は、普通株式に係る期末の純資産額（適用指針第35項参照）を、期末の普通株式の発行済株式数から自己株式数を控除した株式数で除して算定する（適用指針第34項参照）。

$$\begin{aligned}
 \text{1株当たり純資産額} &= \frac{\text{普通株式に係る期末の純資産額}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数} - \text{期末の普通株式の自己株式数}} \\
 &= \frac{\text{貸借対照表の資本の部の合計額} - \text{控除する金額}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数} - \text{期末の普通株式の自己株式数}}
 \end{aligned}$$

Q7では、連結財務諸表における1株当たり純資産額を算定する際に、分母の「自己株式数」に、連結子会社の有する親会社株式数が含まれるかどうかという質問に対応している。

Q7のAでは、企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針」第12項を参照しながら、分母となる期末株式数の算定上、連結子会社の有する親会社株式については、期末時点における親会社持分に相当する株式数を控除すること、また、持分法の適用対象となっている子会社及び関連会社等が保有する親会社等の株式についても同様に取り扱われることが示されている。

なお、連結財務諸表における1株当たり当期純利益の算定においても、分母となる期中平均株式数の算定上、子会社及び関連会社の保有する親会社株式等のうち親会社等の持分に相当する株式数が、自己株式数に含まれる（会計基準第18項参照）。

2 普通株式に係る純資産額がマイナスの場合の取扱い(Q8)

Q8では、『普通株式に係る期末の純資産額がマイナスとなる場合には、株主は当該マイナス分を負担しないため、1株当たり純資産額はゼロとしてよいか?』との質問に対応している。

株式会社における株主有限責任の原則(商法第200条第1項参照)を前提にすれば、普通株式に係る期末の純資産額がマイナスの場合には、普通株主にはマイナス分を負担する義務は生じないのであるから、1株当たり純資産額をゼロとするという見方も考えられる。しかし、Q8のAでは、1株当たり純資産額の算定及び開示の目的は普通株主に関する企業の財政状態を示すことにありと考えられること(適用指針第59項参照)、債務超過の場合でもその超過額の1株当たり金額の開示が従来から行われてきたこと(平成14年10月18日改正前財務諸表等規則ガイドライン68の3)、また、マイナスの1株当たり純資産額も株価の比較等に有用な情報を提供すると考えられることなどから、普通株式に係る期末の純資産額(適用指針第35項参照)がマイナスとなる場合であっても、マイナスの当該純資産額を期末の普通株式数で除した金額を1株当たり純資産額として開示することが適当と考えられるとされている。

以 上

企業会計基準委員会
研究員 板橋淳志